

# 筑波大学教職員組合

## つくば連絡会ニュース

2003年10月27日(月) No. 19

連絡先：内線5012(齋藤静夫)

E-mail ssaito@ims.tsukuba.ac.jp

ホームページ <http://fweb.midi.co.jp/~wout/>

発行・編集責任者 中田穂出美(臨医)

北原保雄学長は10月16日評議会に、  
「大学教員の定年年齢の引き上げについて(学長試案)」  
を提出し、これが審議されました。

| 学長試案  | 私たちのコメント  |
|---|---|
| 1. 近年、63歳を越えてもなお高い教育研究能力を維持している者が増えている。また、国・地方公共団体を通じて、一般の職員について、65歳までの新・再任用制度が実施されるなど、社会情勢も変化している。このような状況の中で、他大学においても、定年を65歳とするところ、あるいは、65歳に引き上げたところが多い。これらを踏まえると、本学においても、大学教員の勤務年齢を65歳まで引き上げるのが妥当である。 | 全学一斉に、事務職員、技術職員、附属病院職員、附属学校教員など全ての教職員について、実質的に65歳となるようにすべきです。                                 |
| 2. 勤務年齢の引き上げは、全学一斉に行うのが望ましい。  |   |
| 3. そのため、本学の大学教員について、再雇用制度を導入し、実質的に65歳定年となるようにする。  |   |
| 4. 具体的には、定年年齢は現行のまま63歳とし、65歳までの2年間は再雇用とする。<br>再雇用は、本人が希望し、審査に合格した者について行う。   | 再雇用希望者をすべて再雇用すべきです。   |
| 5. 再雇用後の給与については、別に検討する。   |   |
| 6. 再雇用制度の導入の時期は、若年教員の採用の水準を確保する観点から二段階に分けて行うこととし、平成17年3月から平成19年3月に定年となる者については、再雇用期間を1年とし、平成20年3月に定年となる者から再雇用期間は2年とする。   | 「若手教員の採用の水準を確保する観点」を重視し、導入の時期を遅らせるべきです。<br>平成17年3月(16年度)に定年となる者から再雇用1年としても、人事の停滞が早まるので、反対します。 |
| 7. なお、教育研究活動の活性化のために、再雇用制度の導入に併せて、全学にテニユア制を導入する。<br>テニユア制の具体的な内容は、組織、分野に応じてそれぞれ定める。   | なお、テニユア制、期間の定めのある雇用(任期制)の問題は、切り離して議論するべきで、前提とするべきではありません。                                     |

＜つくば連絡会に寄せられた声＞

## 本学の“改組”を理由に

### 北原保雄学長は職員を解雇するな！

昨年10月1日、筑波大学医療技術短期大学部（北原保雄学長）が4年制化されました。

同日付で同課の事務職員1名が、北原保雄学長により解雇されました（定年退職の半年前に辞職しました）。これは、60歳定年直前の年度途中の退職であり、勸奨退職にもなりませんでした。

医療技術短期大学部が“廃止転換”されるので、“行き場所がない”では、すみません。4年制化は、本学の“改編新設または改組”であり、北原保雄学長は、雇用継続の責任があったはずで

定員削減を理由として、退職を強いることは許されません。

再任用（雇用）を希望する教職員を、年金支給開始まで再任用（雇用）するべきです。

＜資料＞・・・全教職員を対象として年金支給開始まで再雇用は可能である・・・

| 平成16年<br>4月1日の<br>年齢 | 生年月日                | 年金の<br>定額部分の<br>支給開始 | ＜学長試算＞<br>(大学教員のみ) |               | ＜対案＞<br>導入の時期を遅らせる<br>再雇用の<br>退職の日 |
|----------------------|---------------------|----------------------|--------------------|---------------|------------------------------------|
|                      |                     |                      | 再雇用の<br>勤務年齢       | 再雇用の<br>退職の時期 |                                    |
| 63歳                  | 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 | 60歳誕生日               | -                  |               | -                                  |
| 62歳                  | 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 | 61歳誕生日               | 64歳                | 平成18年3月       | -                                  |
| 61歳                  | 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日 | 61歳誕生日               | 64歳                | 平成19年3月       | -                                  |
| 60歳                  | 昭和18年4月2日～昭和19年4月1日 | 62歳誕生日               | 64歳                | 平成20年3月       | -                                  |
| 59歳                  | 昭和19年4月2日～昭和20年4月1日 | 62歳誕生日               | 65歳                | 平成22年3月       | -                                  |
| 58歳                  | 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日 | 63歳誕生日               | 65歳                | 平成23年3月       | -                                  |
| 57歳                  | 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日 | 63歳誕生日               | 65歳                | 平成24年3月       | -                                  |
| 56歳                  | 昭和22年4月2日～昭和23年4月1日 | 64歳誕生日               | 65歳                | 平成25年3月       | 64歳誕生日の前日                          |
| 55歳                  | 昭和23年4月2日～昭和24年4月1日 | 64歳誕生日               | 65歳                | 平成26年3月       | 64歳誕生日の前日                          |
| 54歳                  | 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日 | 65歳誕生日               | 65歳                | 平成27年3月       | 65歳誕生日の前日                          |
| 53歳                  | 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日 | 65歳誕生日               | 65歳                | 平成28年3月       | 65歳誕生日の前日                          |

法人化までに、労働組合を準備し、  
多くの教職員が組合に入って団結し、  
雇用と労働条件を守ろう。